

医療施設機械総合補償制度 のご案内

例えばこんな時にお役に立ちます！

絶縁不良による
X線装置の焦損



患者が動き、
MRIのヘッドコイルが損傷



台車の衝突による
心電計の破損



保守不良による空調機の
モーターの焼き付き



保険期間 : 2025年9月1日午後4時～2026年9月1日午後4時

申込締切日 : 2025年7月18日(金)

保険料のお支払方法 : 口座引き落とし

お問い合わせ先

本保険に関するお問い合わせは、下記取扱代理店または引受保険会社担当課までお願いいたします。

【取扱代理店】

幹事代理店 : 鹿児島県医師協同組合

住所 : 〒890-0053 鹿児島市中央町8-1

TEL : 099-254-8126

FAX : 099-257-1816 (受付: 平日9:00～18:00)

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 鹿児島支店営業課

住所 : 〒892-8567 鹿児島市加治屋町12-5

TEL : 099-225-6251

FAX : 050-3385-6363 (受付: 平日9:00～17:00)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

通話料
有料

【医療施設機械総合補償制度の特長】

●医療施設内の機械設備・装置を一括補償

医療施設内にある機械設備・装置のうち、一部を除くすべての機械設備・装置が一括して保険の対象となりますので、ご契約の手続きが簡単です。

●不測かつ突発的な事故による損害を幅広く補償

通常補償されないファイバースコープ等や光学視管系スコープの体内挿入部位の損害もオプションで補償可能です。

ただし、火災事故は補償されませんので、火災保険と合わせてのご契約をお勧めいたします。

●復旧のために支出した修理費等の損害に対する保険金支払い

事故の際には、機械設備・装置の修理費のほか、事故によって支出を余儀なくされた各種費用に対して保険金をお支払いいたします。



医療施設機械総合補償制度の内容

お支払いの対象となる主な損害

医療施設内の機械設備・装置に次のような不測かつ突発的な事故により物的損害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。ただし、お支払いの対象とならない損害を除きます。

絶縁不良による
X線装置の焦損



損害額の見積例

335万円

MRIに入っていた患者が
動いたため患者の頭を
入れるヘッドコイルが損傷



損害額の見積例

793万円

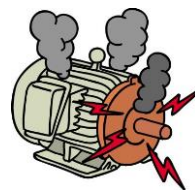
台車の衝突による
心電計の破損



損害額の見積例

80万円

保守不良による
空調機のモーターの
焼き付き



損害額の見積例

245万円

お支払いの対象とならない主な損害

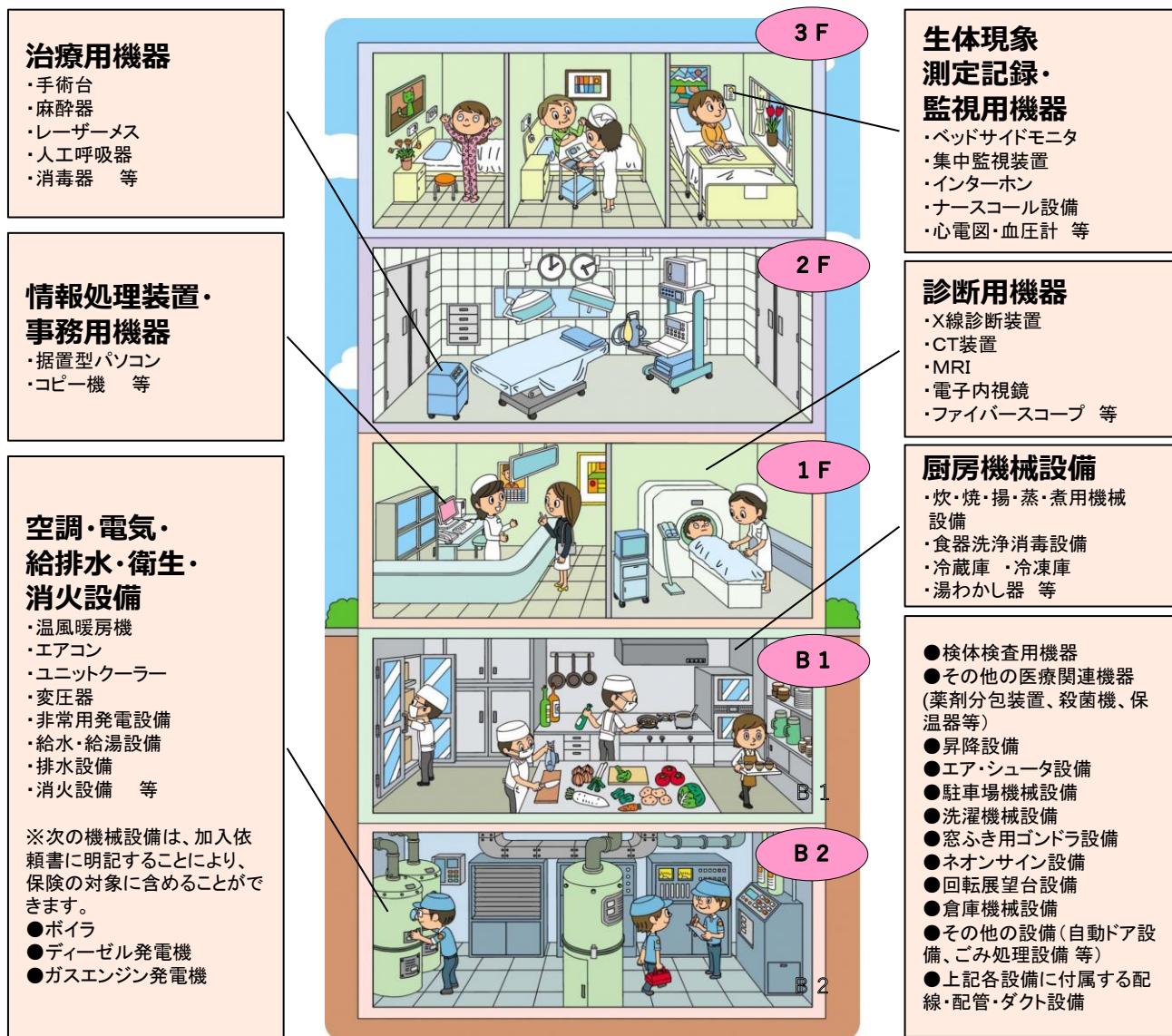
次のような損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ①ご契約者、被保険者（補償を受けることができる者）、これらの者の代理人または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意または重大な過失による損害
- ②保険の対象の瑕疵。ただし、ご契約者もしくは被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者もしくはこれらの者の使用人が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ⑤台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（洪水、高潮等を除きます。）による損害
- ⑥台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）、落石等の水災による損害
- ⑦土地の沈下、移動または隆起による損害
- ⑧火災による損害
- ⑨腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
- ⑩自然の消耗または劣化（保険の対象の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。）が進行した結果その部分に生じた損害
- ⑪保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害
- ⑫保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑬保険の対象の製造者または販売者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- ⑭サイバー攻撃に起因する損害。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

・サイバー攻撃による事故の補償限定特約条項以外の特約条項等の規定によって火災または破裂もしくは爆発がお支払いの対象となる場合において、サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合 ・保険契約者または被保険者が個人（個人事業主を除きます。）の場合

等

保険の対象となる主な機械設備・装置



【保険の対象とならない主な機械設備・装置】

(1) ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類

(ただし、①エレベータのワイヤロープ、②立体駐車場装置のチェーン、③光学機器のレンズ、プリズム、反射鏡またはスクリーンガラス、④生体現象測定記録・監視用機器、診断用機器、検体検査用機器、治療用機器、情報処理装置、事務用機器、集中制御装置または通信機の管球類は保険の対象に含まれます。)

(2) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類

(3) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材(ただし、①変圧器または開閉装置内の絶縁油、②水銀整流器内の水銀、③蒸気タービン装置の潤滑油または操作油は保険の対象に含まれます。)

(4) フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠

(5) 炉壁(保険の対象にボイラを含める場合、ボイラの炉壁は保険の対象に含まれます。)

(6) 基礎(アンカーボルトを含みます。)

(7) ガスタービン装置、蒸気タービン装置

(8) ファイバースコープ系および光学視管系の体内挿入部位、パキュウム装置付属のモータ、マイクロモータ、エアモータ、エアタービン等の切削装置

(9) X線管、可搬式・移動式の情報処理装置、事務用品機器、器具類(鉗子・メス・聴診器・注射器等)

(10) 消火剤・薬液・イオン交換樹脂・ケイ石またはレンガ、コンクリート製・陶磁器製(碁子・碁管は保険の対象に含まれます)の機器または器具

(11) ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具

※炉壁、基礎は別途特約をお付けいただくことによりお引受けの対象とすることができます。なお、炉壁をお引受けの対象とする場合であっても、ボイラ以外の炉壁に単独で生じた損害については、保険金をお支払いいたしません。

※(8)に記載の機械・装置は、特約を付帯し、割増保険料を加算することで保険の対象に含めることが可能です。

※予備用の部品は一般に保険の対象から除いてお引受けいたしますが、加入依頼書に明記いただくことによりお引受けの対象とすることができます。

お支払いする保険金の種類、お支払方法

(1) 損害保険金

損害保険金

=

修理費

+

損害防止費用

+

保険対象外物件の復旧費用

)

-

残存物価額

-

免責金額

*1 損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額(保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

*2 修理費、損害防止費用及び保険対象外物件の復旧費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情を除き、損害が生じた日から1年以内に復旧を行わなかった場合には、損害が発生した時における機械設備または装置の時価額(新調達価額から使用による減価額を差し引いた額)が限度となります。

*3 免責金額とは損害額の一定額を被保険者に負担いただくもので、ご加入時に「1万円」もしくは「5万円」のいずれかで設定します。

修 理 費

:

新部品費、解体費、材料費、検査費、運送費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等

ただし以下は修理費に含まれません。

(1)

国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用

(2)

仮修理費用(本修理の一部をなす部分は除きます。)

(3)

損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用

(4)

模様替えまたは改良による増加費用

(5)

損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用

損害防止費用

:

損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用

保険対象外物件の復旧費用

:

保険の対象の機械設備・装置の修理のために取りこわした建物等の修復費用。
ただし1回の事故で300万円を限度といたします。

残存物価額

:

修理に伴って残存物がある場合のその価額

(2) 残存物取片づけ費用保険金

(1)の損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を損害保険金の10%の範囲内でお支払いいたします。

(3) 安定化処置費用保険金

不測かつ突発的な事故が発生した場合において、機械、機械設備または装置のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社による安定化処置が実施されたときに、1回の事故につき5,000万円を限度にお支払いいたします。

保険金額(ご契約金額)の設定

本保険の対象となる機械設備、装置と同種・同能力の新しい機械を取得するために要する価額(新調達価額)で設定していただきます。

新調達価額

=

機械本体価格

+

機械を稼働可能な状態に設置するための費用
(組立・据付費、運賃、試運転・調整費および関税等)

もし事故が起きた場合は

損害が生じたことを知った場合には、直ちにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

※保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書および復旧通知書をご提出いただく必要があります。(その他事故の状態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。)

ご加入の際のご注意

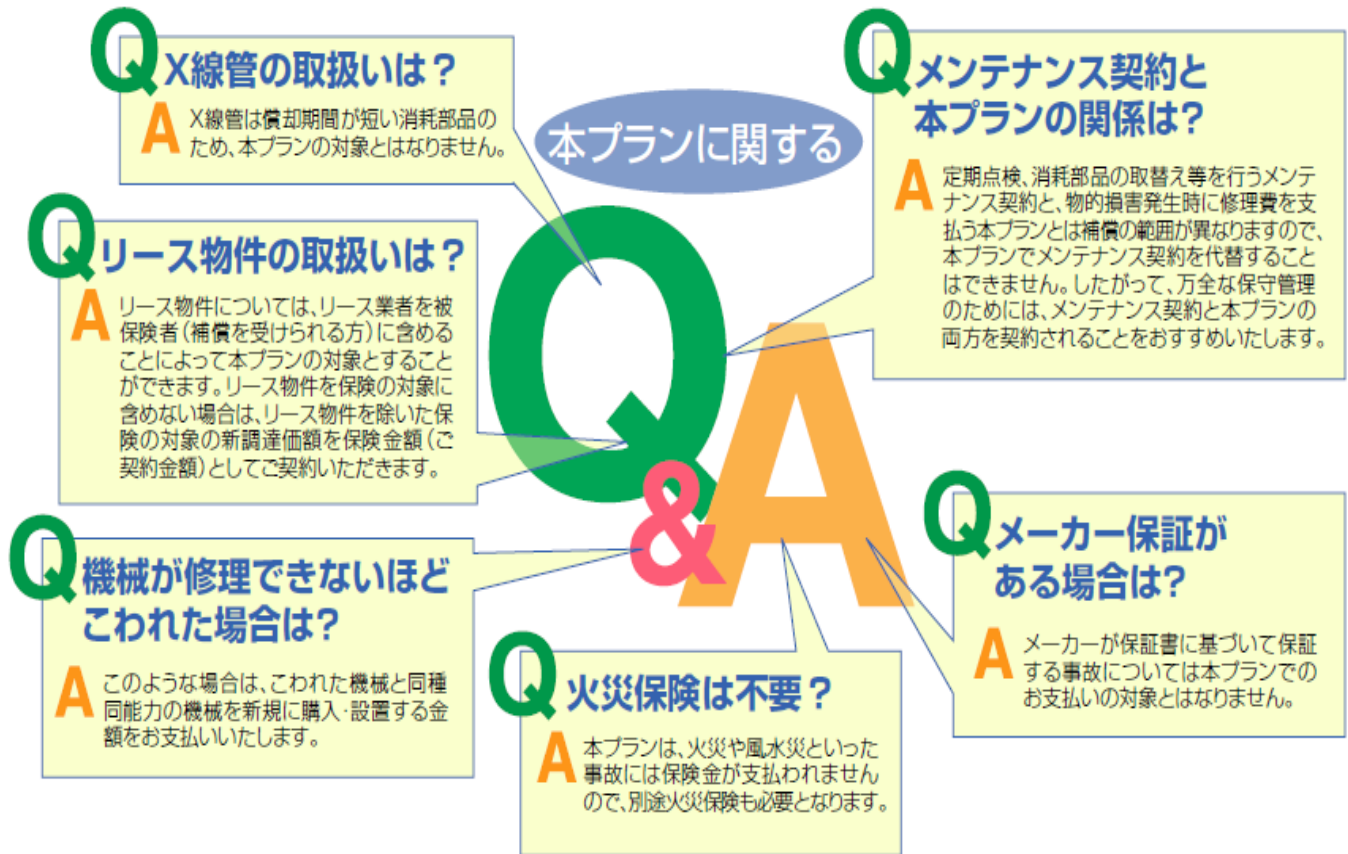
- ①告知義務: 加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ②通知義務: ご加入後に保険の対象の用途・仕様を変更した場合、または加入依頼書に☆が付された事項に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。
※通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にもご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。
 - ③この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。(他の保険契約等が、時価により損害額を算定する補償内容となっている場合は、これと異なります。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。)
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ④代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。
 - ⑤引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人 (日本における営業所等が締結した契約に限り。))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
- ※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- ⑥保険金額が一定金額を越える場合等は「テロ危険不担保特約条項」を付帯してお引き受けすることとなります。詳細は、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 - ⑦加入者証: 加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1ヶ月経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。
 - ⑧重大事由による解除について: 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合等
 - ⑨補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認の上、ご契約の要否をご検討ください。

この保険は、鹿児島県医師協同組合を保険契約者とし、鹿児島県医師協同組合の組合員を被保険者とする医療施設機械総合補償制度(医療施設内機械設備包括契約特約等付機械保険)の包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は、鹿児島県医師協同組合が有します。また、この保険にご加入いただけるのは鹿児島県医師協同組合の組合員の方に限ります。

このパンフレットは、医療施設機械総合補償制度(医療施設内機械設備包括契約特約、化学爆発・破裂損害担保特約、保険対象外物件の復旧費用担保特約、臨時費用保険金不担保特約、安定化処置費用担保特約(機械保険用)、通知等変更特約等付機械保険)の内容についてご紹介したものです。詳細は契約者の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら代理店または引受保険会社にお尋ねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

よくあるご質問



年間保険料（例）

★実際の保険料は損害発生状況やご加入内容等に応じ、毎年個別に決定します。

＜年間保険料＞ 保険金額（新調達価額）1千円あたり 2.82円

★ファイバー系スコープおよび光学視管系スコープの体内挿入部位等の損害等を含む場合は別途加算

【前提条件】

ご契約金額1億円、1事故免責金額5万円、損害率による割増引無し

【年間保険料】1億円（保険金額）× 2.82 / 1,000円 = 282,000円

★保険料は10円単位です。端数が生じた場合は、1円位を四捨五入し10円単位としてください。

※詳細は、加入依頼書の料率算出欄をご確認願います。払込方法は、年払となります。

※2022年3月1日～2025年2月28日までに支払われた保険金の合計額が、同期間に相当する保険料の90%以上かつ、通算支払件数が3件以上となる場合は、割増保険料率が適用されます。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入方法について

① お申し込みの締切

本制度は保険期間が2025年9月1日午後4時から2026年9月1日午後4時までの1年間の契約となっております。

2025年7月18日（金）までにお申し込みください。

※保険期間途中で加入される場合は、加入される月により料率が異なりますので、個別にお問い合わせください。

② 加入方法

■「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、7月18日（金）までに鹿児島県医師協同組合へご提出ください。

■保険料のお支払い方法

7月18日（金）までにお申し込みいただいた場合は、8月下旬にご指定の金融機関口座より引き落としさせていただきます。